

平成 26 年 10 月 10 日 提出

総務企画委員長 植 松 泰 之 様

総務企画委員 山 本 芳 敬



議案第 8 2 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の提出について

松阪市議会委員会条例第 32 条の規定に基づき、修正案を下記のとおり提出します。

記

議案第 8 2 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第 8 2 号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

「 別表中第 128 号を第 132 号とし、第 97 号から第 127 号までを 4 号ずつ繰り下げ、これらの号の前に次の 3 号を加える。

98	原産地呼称管理委員会委員	日額	7,000 円
99	品目別委員会委員	日額	7,000 円
100	品目別官能審査委員会委員	日額	7,000 円

」を

「 別表中第 128 号を第 131 号とし、第 97 号から第 127 号までを 3 号ずつ繰り下げ、これらの号の前に次の 3 号を加える。

97	原産地呼称管理委員会委員	日額	7,000 円
98	品目別委員会委員	日額	7,000 円
99	品目別官能審査委員会委員	日額	7,000 円

」に改め、

「 別表中第 96 号を第 97 号とし、第 15 号から第 95 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

15	P F I 事業審査委員会委員	日額	7,000 円
----	-----------------	----	---------

」を削る。